

- 1) 現地と整合のとれる縮尺の記載された②測量図（敷地寸法図等）を添付して下さい。
- 2) 縮尺が合わない②測量図（敷地寸法図等）では受け付けられませんので
必ず事前にご確認ください。
- 3) 都市計画課の職員が現地調査を行うことについて、土地所有者の承諾を得て下さい。
- 4) 申出から明示までは一定期間を要します。
(標準的なもので一週間程度、場合によってそれ以上かかることがあります。)